

議案討論

山内よし子（日本共産党・南区選出）

日本共産党の山内よし子です。

ただいま議題となっております議案17件について、第2号議案「京都府児童ポルノの規制等に関する条例案」、第3号議案「京都府府税条例等一部改正の件」、第8号議案「鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事委託契約締結の件」の3件に反対し他の議案に賛成の立場で討論します。

まず第1号議案「平成23年度京都府一般会計補正予算案」についてです。

今補正予算案には、わが党議員団が求めてきた放射線モニタリングポストの増設や、緊急防災対策事業費、特別養護老人ホームや障害者施設の建設、保育所の建設や増設などが含まれており、全体として賛成するものですが、数点指摘・要望します。

第1に中小企業と雇用対策についてです。

生産体制強化緊急支援事業については、円高の影響をうける中小企業の設備投資への支援を行うものであり、わが党議員団はこれまでから、経営の厳しい中小企業への固定費の支援などを求めてきたものですが、円高の影響が大きい中小企業が1000社存在するのに対して対象はわずか30社です。輸出依存度25%以上という制限を緩和して、さらに多くの中小企業を対象とするよう求めるものです。

また緊急雇用対策事業については青年の非正規雇用が拡大している中で、対象者は100名で、今後のさらなる拡充を求めておきます。

第2にスマートエコハウス促進事業についてです。

太陽光発電や太陽熱利用施設、燃料電池などの家庭への設置に対する融資制度ですが、すでに23都県には補助制度があります。京都は自然エネルギーの自給率が、全国41位と大変遅れているのですから、融資制度だけではなく、補助制度の創設を強く求めておきます。

第3に生活密着型緊急防災対策事業費と防災基盤整備先行対策事業費です。

こうした公共工事によって災害時に緊急対応などを担っている土木建築業者など府内の業者の仕事おこしにつなげていく観点から、またそこで働く労働者の労働条件が確保されるためにも、最低制限価格の見直しと、公契約条例の制定を強く求めるものです。

次に第3号議案「京都府府税条例等一部改正の件」についてです。

反対理由の第1は、株式配当・譲渡益の軽減税率を延長するもので、これは大資産家を優遇する証券優遇税制となります。しかも軽減延長によりこの部分だけでも本府の税収は3億4000万円も減るためです。

第2に法人府民税および法人事業税にかかる知事権限の委任解除は、地方税機構に事務移管するためですが、委員会の審議を通じて、本府は「課税権は府にある」と述べる一方で客体の把握や調査は税機構で行うと答弁しました。これは課税自主権が事実上侵害されるもので、そのための委任解除には反対です。

次に第8号議案「鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事委託契約締結の件」についてです。

わが党議員団は宮津～岩滝間は賛成をしてみました。それは国道176号178号312号線と京都縦貫道を結ぶ事で地域住民にとって利便性の向上につながるからです。

しかし今回の契約案件である野田川大宮部分については、地元からも 森本から312号線への接続道路整備などが必要になるので道路整備に大きな負担がかかること、高速道路優先ではなく、歩行者や自転車の安全対策もふくめて、水戸谷や二箇・五箇等の狭隘部分など国道の改良工事こそ急いでほしいとの声もあがっています。

まずやるべきはくらしの道路の整備であり、反対です。

なお第9号議案「国宝知恩院本堂保存修理受託工事請負契約締結の件」については今回の入札条件ではスーパーゼネコンしか参加できないものとなっております。文化財の保存・管理や修理における京都の伝統と技術を生かし、育成する立場にたった入札条件の改善が必要であることを指摘しておきます。

また第13号議案「財産取得の件」については、支援学校のスクールバスを購入するためのもので賛成です。しかし運営は今後業者委託を行うとしていますが、本来支援学校のスクールバスの運営については運転手も含めて、教育の一環として本府が直接責任を持って雇用すべきです。今後のバスの運営業務については本府の直接事業とすることを指摘要望して賛成します。

最後に、第2号議案「京都府児童ポルノの規制等に関する条例案」についてです。

子どもを性的対象とする児童ポルノは、子どもにたいする最悪の虐待行為であり、その非人間的な行為を絶対に容認することはできません。1人の被害者も出さない社会をつくりだすことは、大人社会の重大な責任です。

現在、児童ポルノそのものの作成・流通・販売と提供を目的とした所持については、法律により禁止されており、法を厳格に運用するならば、ネット上に流れているほぼすべての児童ポルノを一掃することができます。わが党議員団は法を厳格に運用して児童ポルノをなくしていくことは必要と考えますが、以下の理由で条例案には反対です。

第1に、児童ポルノの定義が曖昧であることです。

条例案2条には児童ポルノの定義が規定されていますが、そこには「衣服の全部または一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ、または刺激するもの」という法律で使用されているあいまいな定義が含まれています。児童ポルノを禁止・規制することによって守られるべきものは被写体となる児童の人権であり、一般的な写真や芸術作品など、見る側の主観によって禁止や規制対象となることがあってはなりません。

また、廃棄命令や刑事罰を伴う児童ポルノの定義については、全裸などとしていますが、全裸の幼児期の成長の記録などについては、対象とならない保証はありません。

京都弁護士会の本条例案に対する意見書にも「罰則を伴う規制法制については、罪刑法定主義の観点から規制対象が明確に定められる必要がある」と指摘されています。

第2に、単純所持を規制することによる、人権侵害の危険やえん罪の可能性についてです。

立入調査については、委員会質疑で「警察からの情報提供を得て所持が確実な人」を対象として調査するという答弁がありました。また立入調査を拒否しても罰則がないということも示されました。

しかし拒否できることをどのように伝えるのかについては、一切答弁できませんでした。

これでは任意の立入調査だとしながら、「所持が確実だ」と最初から疑ってかかり、実質的な捜索が行われる危険性があります。

また立入調査の際に「その他関係者にも質問させ、必要な資料の提出を求めさせることができる」こととなっていますが、審議の中で、その他関係者とは、立入調査に必要な場合、職場の上司や雇用主、家主や家族、またそれ以外の関係者も含み、だれにでも質問したり、資料の提出を求めることができること、さらに立ち入る場所については本人の部屋だけではなく、家族の部屋や職場、本人以外が所有するパソコンなども調査の対象になることが明らかになりました。

「児童ポルノを所持している疑いをもたれている」ことが家族や職場の同僚や上司に、さらには調査に必要なならばだれにでも知られてしまいます。

調査権や捜査権の乱用の恐れという点でも、個人情報保護の点からも大いに問題ですし、大変な人権侵害を引き起こす恐れがあります。

同時に存在の証明は比較的容易にできますが、不存在の証明、ないことの証明は非常に困難で、どこまで徹底的に調査するのか、その歯止めもありません。また廃棄命令についても、送りつけられたメールに添付されていた児童ポルノ画像や、荷物の中に忍び込まされていた写真などを知らない間に所持していた場合、知らない間に所持させられた根拠を求められても証明は困難であり、誤った廃棄命令を受けてしまう可能性があります。そうした場合、それだけでいわれのない社会的制裁を受ける可能性があります。

第3に、恣意的な運用がなされる危険があることです。

条例案では「児童ポルノを所持・保管していると見られるもの」に対しては立入調査を行うとしています。しかしインターネットなどによる児童ポルノの流出は、画像を所持した人物を特定することは大変困難です。京都弁護士会の意見書では「立入調査に名を借りて恣意的に事実上の捜索が行われる危険性すらあり、いたずらに市民生活の平穩を乱す恐れがある」と警鐘をならしています。

また手続き的に見ても、条例案の骨子がホームページに掲載されたのが7月で、条例案が示されたのが9月の本会議開会の直前です。 まだまだ府民的な議論も不十分です。

本府がやるべき事は児童ポルノによる被害児童を1人も作らないために、情報リテラシー教育や性教育、府民への広報啓発などに努力すること、さらに被害児童の支援体制を強化し、人的体制も強化することです。

以上の理由で第2号議案について反対です。

なお先日京都市に本社を置く日本写真印刷が、正社員400人、非正規社員300人の計700人の削減と、国内生産拠点の統廃合計画を発表しました。

400人が働く亀岡工場では工場の一部が今年度中に閉鎖、54人が働く久美浜工場の縮小など、多数の労働者が退職に追い込まれかねません。 日本写真印刷は雇用と地域経済をまもる社会的責任があります

さらにこれまでに7000万円もの企業立地補助金をだしている京都府の責任も問われます。

工場閉鎖の撤回と全員の雇用確保を強く求めていただくよう、知事に要望して議案の討論を終わります。

ご静聴ありがとうございました。